

(2) 一酸化炭素

市 町	測 定 局	道 路	8時間平均値が20ppmを超えた回数と達成率					1日平均値が10ppmを超えた日数と達成率					年 平 均 値				
			平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
			回 数	回 数	回 数	回 数	回 数	日 数	日 数	日 数	日 数	日 数	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm
尼崎市	武庫川	国道43号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.8	0.8	0.9	0.8	0.8
	砂田こども広場	県道米谷昆陽尼崎線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.2	1.2	1.1	1.1	1.0
西宮市	六湛寺	国道2号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.9	0.9	0.8	0.8	0.7
	津門川	国道43号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.7	0.7	0.9	0.8	0.8
	河原	国道171号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.8	0.8	0.6	0.5	0.5
	甲子園	国道43号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.7	0.8	0.7	0.6	0.6
	塩瀬	国道176号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.0	1.4	1.4	1.4	1.1
芦屋市	打出	国道43号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.9	0.9	0.9	0.9	0.8
伊丹市	緑ヶ丘	国道171号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.6	1.5	1.4	1.4	1.3
宝塚市	栄町	国道176号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.0	1.0	0.9	1.0	0.9
川西市	加茂	県道尼崎池田線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.9	0.9	0.8	0.8	0.7
神戸市	東部	国道43号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.6	0.7	0.6	0.6	0.6
	西部	阪神高速道路	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6
	垂水	国道2号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.8	0.8	0.8	0.8	0.7
	西神	国道175号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.8	0.8	0.7	0.7	0.7
	北部	県道小部明石線	0	0	0	0	—	0	0	0	0	—	0.6	0.6	0.6	0.5	—
	三宮	県道神戸明石線	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	* 1.8	* 1.8	* 1.8	* 2.0	* 1.5
明石市	林崎	県道明石高砂線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.6	0.7	0.6	0.6	0.5
	小久保	国道2号	—	0	0	0	0	—	0	0	0	0	—	1.1	0.7	0.8	1.0
加古川市	平岡	国道2号(加古川* 43号)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.6	0.5	0.5	0.5	0.4
高砂市	中島	国道250号(明姫幹線)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.6	0.6	0.6	0.7	0.6
小野市	上本町	県道加古川小野線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.1	1.0	0.9	0.8	0.8
姫路市	船場	国道2号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.8	0.7	0.7	0.7	0.8
	飾磨	県道姫路港線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.9	0.9	0.6	0.7	0.7
相生市	池ノ内	国道2号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.5	0.6	0.5	0.5	0.5
豊岡市	小尾崎	国道312号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6
全測定局単純平均値													0.8	0.8	0.8	0.8	0.7
													[24局]	[25局]	[25局]	[25局]	[24局]
継続測定局単純平均値													0.8	0.8	0.8	0.8	0.7
													[19局]	[19局]	[19局]	[19局]	[18局]

(参考) 1 長期的評価における環境基準の達成とは、「1年間全ての測定日数の1日の平均値を対象に評価し、日平均値の高い方から2%分を除外した後の最高値(2%除外値)が10ppm以下であり、かつ、日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続しないこと。」をいう。
短期的評価における環境基準の達成とは、「全ての測定値を対象に評価し、8時間平均値が20ppm以下、かつ、日平均値が10ppm以下であること。」をいう。

2 この表において、「8時間平均値が20ppmを超えた回数」の欄、または、「日平均値が10ppmを超えた日数」の欄が1以上の数値である地点は、短期的評価で環境基準が未達成であることを示す。

3 神戸市三宮局の*印は、車道上で測定(車道局)しているため、環境基準を適用しない。

4 「—」印は、測定局未設置等のため、データがないことを示す。

5 全測定局、継続測定局単純平均値は、[]内の局数の年平均値の単純平均で、有効測定時間数(6000時間/年)に達していない年平均値を除いて算定した。

6  は、昭和53年からの継続測定局を示す。